

令和 8 年度 大湊村一般廃棄物処理実施計画

大湊村

1. 基本目標

1-1 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び「大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「大潟村一般廃棄物処理基本計画」に基づき、大潟村から発生する一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の処理に関し定めるものである。

1-2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

1-3 分別区分ごとの発生量見込と削減目標

令和8年度の発生量見込は、下表のとおりとする。削減目標は、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみとも見込みの3%減とする。なお、資源ごみ等リサイクルされているものについては削減目標を設定しない。

区分	家庭系 (t)		事業系 (t)		合計(t)	
	発生量見込	目標	発生量見込	目標	発生量見込	目標
もやせるごみ	513.46	498.06	245.57	238.20	759.03	736.26
もやせないごみ	23.29	22.59	1.31	1.27	24.60	23.86
資源ごみ	カン類	7.74	-	0.00	7.74	-
	ビン類	20.35	-	1.83	22.18	-
	ペットボトル	9.36	-	0	9.36	-
	古紙類	88.01	-	-	88.01	-
粗大ごみ	59.13	57.36	0.00	0.00	59.13	57.36
庭木・剪定枝類	19.92	19.32	-	-	19.92	19.32
水銀含有ごみ	0.23	-	-	-	0.23	-
リチウム蓄電池等	0.12	-	-	-	0.12	-
廃食用油	0.42	-	-	-	0.42	-
粗大金属くず	2.85	-	-	-	2.85	-
合計	744.88	726.41	248.71	241.30	993.59	967.71

1-4 家庭系及び事業系ごみの分別区分による処理方法

(1) 家庭系ごみ

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやせるごみ	村	広域処理	焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
もやせないごみ	村	広域処理	破碎、選別、資源化、焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
カン類	村	広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
ビン類	村	広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
ペットボトル	村	広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
古紙類	村	民間業者	資源化	-	-
粗大ごみ	村	広域処理	破碎、選別、資源化、焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
庭木・剪定枝類	村	広域処理	焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
水銀含有ごみ	村	広域処理	資源化(選別、梱包)	-	-
リチウム蓄電池等	村	広域処理	資源化	-	-
廃食用油	民間業者	民間業者	資源化	-	-
粗大金属くず	民間業者	民間業者	資源化	-	-
古紙類	村	民間業者	資源化	-	-

※公共施設のごみは原則として、排出事業者の責任において、許可業者に収集を依頼するものとするが、集塵箱を設置している施設においては家庭ごみの収集に準じて委託業者が収集することとする。

(2) 事業系ごみ

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやせるごみ	許可業者	広域処理	焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
もやせないごみ		広域処理	破碎、選別、資源化、焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立
カン類		広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
ビン類		広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
ペットボトル		広域処理	資源化(選別・圧縮・梱包)	-	-
古紙類		民間業者	資源化	-	-
粗大ごみ		広域処理	破碎、選別、資源化、焼却	行政(男鹿市、井川町、五城目町)委託	埋立

※ごみ処分場に持ち込まれた古紙については、家庭系の古紙と一緒にリサイクルされる

1-5 ごみ減量施策等

(1) 発生抑制（リデュース）の推進

①徹底した分別の啓発

広報やHPを通して適正な排出と徹底した分別を行うよう周知する。

②生ごみ減量促進

ア 生ごみ減量化講習会の開催

村民を対象とした生ごみ減量化講習会を年1回～2回開催し、もやせるごみに多く含まれる生ごみの減量について普及を図る。

イ 生ごみ処理容器購入に係る助成

生ごみ処理容器（生ごみ処理機やごみ処理バケツ、コンポストなど）の購入に関し助成を行い、生ごみの堆肥化を促進する。

③環境啓発グッズを配布し、ごみ減量化に努める。

(2) 再利用（リユース）の推進

フリーマーケットやエコ教室を随時開催し、ものをできる限り捨てず大切に使う意識の醸成を図る。

(3) 再資源化（リサイクル）の推進

①廃食用油の分別回収

廃食用油を拠点回収しリサイクルすることで再資源化を推進する。

②不用衣類の集団回収に対する支援を行い、衣類リサイクルを推進する。

③水銀含有ごみを分別回収し、水銀による環境負荷を抑えるとともに水銀使用製品の再利用を推進する。

2. 収集・運搬計画

2-1 収集区域の範囲

村内全域

2-2 収集方法等

(1) 家庭系ごみ

分別区分	収集回収	対象物	手数料	排出方法	収集方法	運搬先
もやせるごみ	週3回 (月・水・金)	厨芥類、汚れた紙・布類、ゴム類、リサイクル不可のプラスチック、刈草・落葉 など	有料	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	村委託収集業者によるステーション回収 ^{注1}	八郎湖周辺クリーンセンター
もやせないごみ	月1回 (第4木)	陶器類、ガラス類、スプレー缶、小型家電、鍋・フライパン など	有料	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
資源ごみ	缶類	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類 など	有料	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
	ペットボトル	飲料用ペットボトル(リサイクルマークが付されたもの)	有料	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
	ビン類	ガラスビン、調味料・化粧品等のビンなど	有料	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
古紙類	月1回 (第3火)	新聞(チラシ含)、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック	無料	紙ひもでしばり、各住区に設置した集塵箱へ排出	ごみ処分場(ごみ処分場に運搬後民間業者へ売却)	
廃食用油	村による収集なし(村と契約した民間業者が回収)		無料	ペットボトル等に入れ公民館、こども園、ごみ処分場のいずれかに自己搬入	民間業者による拠点回収 ^{注2} (直接資源化)	民間再生業者
粗大金属くず	村による収集なし(村と契約した民間業者が回収)		無料	ごみ処分場へ自己搬入		
粗大ごみ	随時	家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類など	有料	ごみ処分場へ自己搬入し、重量により処理手数料を納める	村委託収集業者による拠点回収	八郎湖周辺クリーンセンター/ 民間再生業者
水銀含有ごみ	随時	蛍光灯、水銀体温計・温度計、水銀血圧計	無料	公民館の回収ボックス又はごみ処分場に自己搬入		八郎湖周辺クリーンセンター
リチウム蓄電池等	随時	モバイルバッテリー、小型家電から取り外したリチウム蓄電池等	無料	役場生活環境課の回収ボックスに自己搬入		
庭木・剪定枝類	随時 (冬期間を除く)	家庭から排出される庭木・剪定枝	有料	太さ5cm以上の部分とそれ以下の枝葉に分け、ごみ処分場へ自己搬入		

※ 収集日や対象物及び排出方法等の詳細については、別紙「令和7年度大潟村ごみ処理一覧表」(p12)を参照

注1 住民が地域の収集場所に排出し、それを自治体が回収する方式

注2 自治体の指定する特定の場所に住民自ら搬入する方式

(2) 事業系ごみ

分別区分		対象物	排出方法	運搬先
もやせるごみ		厨芥類、汚れた紙・布類、ゴム類、リサイクル不可のプラスチック、刈草・落葉 など	無色透明な袋に入れ、許可業者に収集を委託(粗大ごみは袋不要)	八郎湖周辺 クリーンセンター
もやせないごみ		陶器類、ガラス類、スプレー缶、小型家電、鍋・フライパン など		
資源ごみ	缶類	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類 など		
	ペットボトル	飲料用ペットボトル (リサイクルマークが付されたもの)		
	ビン類	ガラスビン、調味料・化粧品のビンなど		
	古紙類	新聞(チラシ含)、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック		ごみ処分場
粗大ごみ		家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類、鉄くず など		八郎湖周辺 クリーンセンター

2-3 ごみ処理手数料（家庭系ごみ）

(1) もやせるごみ、もやせないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル

徴収方法	区分	枚数/1組	容量	手数料(円)/組
有 大 濁 ご 村 み 指 定 袋	もやせるごみ専用 大	10枚	45ℓ相当	500
	もやせるごみ専用 小		20ℓ相当	380
	資源・もやせないごみ専用 大		45ℓ相当	380
	資源・もやせないごみ専用 小		20ℓ相当	340

(2) 粗大ごみ

徴収方法	区分	重量	手数料(円)
重 量 徴 収 に よ り	家電製品・家具などの粗大ごみ	10kgにつき	50
	庭木・剪定枝類	50kgにつき	250
	タイヤ	1本につき	500

2-4 村で収集しないごみ（自己処理が原則のごみ）の処理方法

対象	主な品目	処理方法
農業廃材	プラスチック製ハウスパイプ、ハウス用ビニール、肥料袋など	各販売店・専門業者に引取依頼
廃家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫	家電製品取扱店に引取を依頼するか、自ら指定引取場所へ運搬
パソコン指定品目	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ など	製造メーカー又はパソコン取扱店に引取を依頼するか、パソコン3R推進協会へ問い合わせ
適正処理困難物 有害ごみ	ガスボンベ、消火器、廃油、バッテリー、耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料、スプリング入りマットレス、家屋の増改築廃材等	販売店・専門業者に引取依頼

3. 中間処理計画

3-1 中間処理施設

ごみの区分	施設名	所在地	形式・能力	計画搬入量
もやせるごみ (もやせないごみ・粗大ごみ 由来・庭木、剪定木類含む)	八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設	男鹿市松木沢字板引 沢台73番地	60t/24h (30t/24h) × 2炉	781.68t
もやせないごみ・カン 類・ビン類・ペットボ トル・粗大ごみ	八郎湖周辺クリーンセンターリサイクル施設	男鹿市松木沢字板引 沢台73番地	15t/5h	112.05t

3-2 資源化処理施設（民間）

ごみの区分	施設名	所在地	計画処理量
古紙	民間再生事業者	-	90.6t
水銀含有ごみ	野村興産(株)イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂 町富士見217番地1	0.23t
廃食用油	あやめサービス(有)	山形県山形市 高木25番2	0.42t
粗大金属くず	民間再生事業者	-	4.21t

4. 最終処分計画

4-1 焼却灰の処理について

八郎湖周辺クリーンセンターから排出される大潟村分の焼却灰等については、男鹿市、井川町、五城目町に埋立を委託する。（埋立見込量：122t）

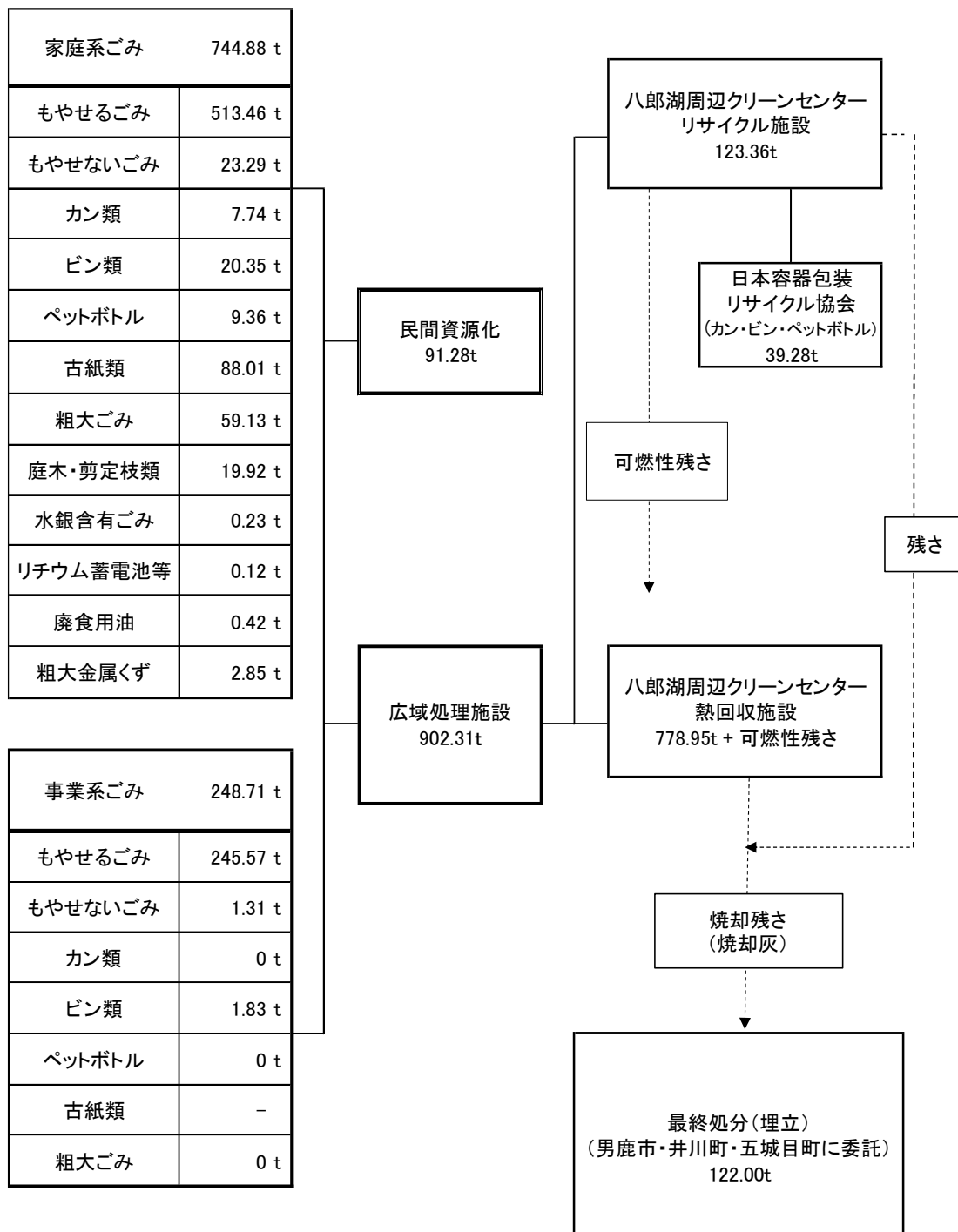
4-2 不法投棄ごみについて

不法投棄ごみは、軽微なものは次の施設において埋立処分することとする。

施設名	所在地	全体容量	残余量
大潟村ごみ処分場リサイクルセンター	大潟村字方口170-1	356,000m ³	237,949m ³ (令和6年度末見込)

※ 家具・家電・適正処理困難物等の不法投棄は、専門業者に処理を委託

(参考①) 処理フロー



(参考②) 拠点回収場所について

ごみの区分	施設名	所在地	開場時間	受入休業日
粗大ごみ	ごみ処分場	大潟村字方口170-1	8:30~17:00	・毎週木・土・日曜日の終日 ・12月31日12:00~1月3日
庭木・剪定枝類	ごみ処分場	大潟村字方口170-1	8:30~17:00	・毎週木・土・日曜日の終日 ・12月1日~2月末日
水銀含有ごみ	ごみ処分場	大潟村字方口170-1	8:30~17:00	・毎週木・土・日曜日の終日 ・12月31日12:00~1月3日
	公民館回収ボックス	大潟村字中央1-21	8:30~21:00	・土曜日・日曜日・祝祭日 ・12月29日~1月3日
廃食用油	ごみ処分場	大潟村字方口170-1	8:30~17:00	・毎週木・土・日曜日の終日 ・12月31日12:00~1月3日
	公民館回収ボックス	大潟村字中央1-21	8:30~21:00	・土曜日・日曜日・祝祭日 ・12月29日~1月3日
	こども園回収ボックス	大潟村字中央5-1	8:30~17:00	・土曜日・日曜日・祝祭日 ・12月29日~1月3日

(参考③) 大潟村指定ごみ袋取扱店について

取扱店	住所
あぐりプラザおおがた	大潟村字中央1-5
ローソン大潟村店	大潟村字南1-62-2
セブン-イレブン秋田大潟店	大潟村字西5-16-3
(株)ホームックニコット野石大潟店	男鹿市野石字下夕谷地11-3
産直センター潟の店「道の駅おおがた」	大潟村字西5-2
藤井商店	大潟村字中央1-27

(参考④) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- ・有効期限：2年
- ・区 域：大潟村全域

事業者名	所在・電話番号	許可期間	許可の種類
(有)三浦清掃	大潟村字西2-4-14 TEL:0185-45-3285	令和 7年2月25日～ 令和 9年2月24日	一般廃棄物
男鹿清掃興業(株)	男鹿市船越字内子294 TEL:0185-35-3535	令和 8年4月 1日～ 令和10年3月31日	一般廃棄物
畑クリーンサービス(株)	能代市扇田字扇淵4-13 TEL:0185-74-6203	令和 8年4月 1日～ 令和10年3月31日	一般廃棄物 一時多量ごみに限る
大潟村シルバー人材センター	大潟村字中央1-17 TEL:0185-45-2350	令和 6年6月17日～ 令和 8年6月16日	一般廃棄物 公共施設の庭木・剪定枝類に限る

(参考⑤) 浄化槽清掃業許可業者

- ・有効期限：1年
- ・区 域：大潟村全域

事業者名	所在・電話番号	許可期間	許可の種類
男鹿清掃興業(株)	男鹿市船越字内子294 TEL:0185-35-3535	令和 8年4月 1日～ 令和 9年3月31日	浄化槽清掃

